

○松本市上下水道局最低制限価格制度実施要綱

平成20年5月30日

上下水道局告示第14号

改正 平成22年3月31日上下水道局告示第8号

平成23年3月31日上下水道局告示第5号

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第2項（政令第167条の13において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、松本市上下水道局（以下「上下水道局」という。）が発注する建設工事の競争入札に最低制限価格を設けることについて必要な事項を定めることを目的とする。

(準用規定)

第2条 上下水道局が実施する最低制限価格制度の実施については、松本市最低制限価格制度実施要綱（平成20年告示第340号）を準用する。この場合において、本則中「市長」とあるのは「水道事業及び公共下水道事業の管理者」と、「本市」とあるのは「松本市上下水道局」と、「契約管財課長等」とあるのは「総務課長等」と、「契約管財課長」とあるのは「総務課長」と、第2条中「松本市財務規則（平成3年規則第10号。以下「規則」という。）第107条」とあるのは「松本市上下水道局の契約に関する規程（平成10年上下水道局管理規程第16号。以下「規程」という。）第6条」と、第3条第3項及び第4条第3項中「規則第109条」とあるのは「規程第6条」と、第5条中「規則第106条」とあるのは「規程第4条」と、「規則第117条第2項」とあるのは「規程第17条第2項」と、第7条中「松本市入札結果等公表要綱（平成11年告示第95号。以下「公表要綱」という。）」とあるのは「松本市上下水道局入札結果等公表要綱（平成11年上下水道局告示第13号。以下「上下水道局公表要綱」という。）」と、「公表要綱第3条に規定する」とあるのは「上下水道局公表要綱の規定による」と読み替えるものとする。

附 則

この告示は、平成20年6月1日から施行し、同日以後に入札の公告又は通知に係るものから適用する。

附 則（平成22年3月31日上下水道局告示第8号）

(施行期日)

この告示は、平成22年3月31日から施行する。

附 則（平成23年3月31日上下水道局告示第5号）

この告示は、平成23年4月1日から施行し、同日以後に行う入札の公告又は通知に係るものから適用する。